

高額な外来診療を受ける皆様へ

平成24年4月1日から

「認定証」などを提示すれば、
窓口での支払いが一定の金額までとなります。

- ① ご加入の医療保険（国保など）で、事前に認定証の申請をしてください。
- ② 「認定証」が交付されます。
- ③ 「認定証」を病院や薬局などで提示してください。ひと月の窓口でのお支払金額が一定の金額までとなります。（*上限額は、所得に応じて異なります。）

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いしていただいていたのですが、平成24年4月1日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

	高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
国保など	●70歳未満の方 ●70歳以上75歳未満の 住民税非課税世帯の方	ご加入の医療保険（国保など）で「認定証」の交付申請を してください。	「認定証」をご提示ください。
	●70歳以上75歳未満の 住民税課税世帯の方	必要ありません	「高齢受給者証」をご提示ください。
後期高齢者医療	●75歳以上の 住民税非課税世帯の方	牟岐町役場健康生活課で 「認定証」の交付申請を してください。	「認定証」をご提示ください。
	●75歳以上の 住民税課税世帯の方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を ご提示ください。

- 「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。
（高額医療費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の医療保険から支給されます）

※お問い合わせは、加入されている
健康保険組合、全国健康保険協会、牟岐町（国民健康保険、後期高齢者医療制度 TEL. 72-3417）
国保組合、共済組合までお問い合わせください。

牟岐町地震津波避難訓練

平成23年12月17日（土） 7時～避難総数 1,031人 訓練参加総数 1,119人



写真は、大谷避難広場の様子です。